



2024年7月17日

各 位

会 社 名 株式会社レオパレス21  
代 表 者 名 代表取締役社長 宮尾 文也  
(コード番号 8848 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 執行役員 経営管理本部長 竹倉 慎二  
(TEL 050-2016-2907 )

### (開示事項の経過) 当社に対する訴訟の判決 (第一審) に関するお知らせ

当社が、2022年5月31日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしております通り、天草運送株式会社(以下「天草」という)から提訴されておりました債務不存在確認等請求について2024年7月16日付で東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本判決の言い渡しのあった裁判所及び年月日

裁判所 東京地方裁判所  
判決日 2024年7月16日

#### 2. 訴訟の経緯

当社は、天草との間で、1989年4月1日付で、当社を貸主とし天草を借主とする2億5,000万円の金銭消費貸借契約を締結し、数度にわたる期限延長の変更合意を経て、2012年2月10日付債務承認書で、天草が1億1,917万4,865円及びこれに対する2012年1月1日以降支払いを終えるまで年14.6%の割合による遅延損害金を当社に対して負担していることを確認しました。その後、天草が国税局から当社に対する売掛金の差押えを受けたことから、当社は、2012年2月分と3月分の天草に対する買掛債務4,850万3,922円と上記貸付金を対当額で相殺しました。

天草は、当該貸付金は架空であることを理由として、当社に対して提出した債務承認書に基づく債務が不存在であることの確認を求めるとともに、当社の上記相殺は無効であるとして、上記売掛金の支払いを請求しているものです。対して当社は、天草に対し、貸付金及び遅延損害金の支払を求め反訴しています。

これに対し、東京地方裁判所より、下記3記載の内容の判決の言い渡しを受けました。

#### 3. 判決の内容 (要旨)

東京地方裁判所は、上記貸付金が架空の債権であるという天草の主張は認められず、他方で、上記貸付金及び上記売掛金債権はいずれも時効によって消滅していると判断いたしました。

#### 4. 今後の見通し

本判決による、当社業績への影響はございません。

本判決について、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上